

奈良市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

平成28年11月18日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成14年度から、全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきています（次項参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成28年11月25日（金）
6時限目 14：00～14：45
7時限目 14：55～15：40
- 2 場 所 奈良市三松4丁目637-1
育英西高等学校
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所職員
- 4 対象者 育英西高等学校 第2学年生徒
(2クラス, 各クラス39名)
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争の仕組み, 模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、平成28年11月24日（木）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課 電話 06-6941-2173（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の実務経験を積んだ職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室（中学校・高校向け）の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

※ 授業構成は、学校様のご要望をお伺いした上、決定いたします。若手職員から国家公務員を志望した理由、やりがいなどについて話をさせていただくことも可能です。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。

※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 市場経済、企業の競争について詳しく知ることができた。（生徒）
- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のよい商品が買えることが分かった。（生徒）
- ゲームや劇もあって公正取引委員会の仕事や独占禁止法のことがよく分かった。（生徒）
- パワーポイントを使い、図や表もあって、とても分かりやすい説明だった。（生徒）
- 具体的な授業であり、身近な社会のこととして、生徒自身が授業に参加し考えるきっかけとなった。（先生）

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
平成 25 年度	54校	14校	73校
平成 26 年度	69校	18校	61校
平成 27 年度	61校	27校	76校

（注）近畿地区では平成 27 年度は、中学校 9 校、大学 2 校で開催

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
総務課 担当：中谷，山下
TEL 06-6941-2173（直通）